

豚流行性下痢（PED）の発生について （確定診断の結果、PEDと確定）

平成26年10月11日（土）に発表しました、都内養豚農家における「豚流行性下痢（PED）を疑う事例の発生」について、その後、感染が疑われる子豚が死亡したため、確定診断（免疫組織学的検査※）を実施し、PEDと確定しましたのでお知らせします。

現在、都内の他の養豚農家で本病を疑う事例はありません。

なお、本病は豚特有の病気で人には感染しません。また、感染した豚の肉を食べても人の健康に影響がありません。引き続き、感染豚の移動自粛を徹底しております。

1 発生農場の概要（10月16日現在）

- | | |
|--------------|--------------------|
| （1）農場数 | 1農場 |
| （2）飼養頭数 | 220頭 ※※ |
| （3）現在の症状等 下痢 | 188頭（子豚145頭、成豚43頭） |
| 内死亡 | 22頭（子豚22頭） |

2 対応の経緯等

- （1）当該農場に対しては、感染拡大防止のため、豚舎や出入車両等の消毒の徹底を指導するとともに、治癒するまで豚の移動自粛を既に要請し、現在、引き続き自粛を継続している。
- （2）平成26年10月12日（日）に家畜保健衛生所の情報誌「家保通信」号外を発行し、都内全ての養豚場及び関係者に対し、発生情報と農場の消毒、農場に出入りする畜産関係車両の消毒等の衛生対策の徹底を周知した。
- （3）確定の診断結果を受け、再度、都内養豚関係者に当該疾病に対する防疫措置の徹底を図る。

※ 免疫組織学的検査

特殊な染色法により、病変部（腸管）に病原体（PEDウイルス）が存在することを顕微鏡で確認する検査法

- ※※ 10月11日発表で記載した飼養頭数（169頭）は、平成25年10月時点の当該農家の飼養頭数。豚の飼養頭数は出産、出荷で変動することから、今回改めて現地で確認した。

【報道機関へのお願い】 農場等での取材は、本病のまん延を引き起こす恐れがあることから厳に謹んでください。

【問い合わせ先】

産業労働局農林水産部食料安全課
電話03-5320-4845